

花巻市博物館運営規則

(趣旨)

第 1 条

この規則は、花巻市博物館条例(平成 18 年花巻市条例第 251 号。以下「条例」という。)第 12 条の規定に基づき、花巻市博物館(分館を含む。以下「博物館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

抜粋

(入館料の免除)

第 4 条

条例第 7 条の規定による入館料の全部の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市(市の機関を含む。)が共催する事業のために入館しようとする場合
- (2) 旅行業又は旅行業代理業を営む者が主催する観光ガイドのための研修等市への誘客に資する研修のために入館しようとする場合
- (3) 市の公益に資する取材又は報道のために入館しようとする場合
- (4) 修学旅行その他の団体旅行のために入館しようとする者の引率者、当該旅行の旅客の運送を行う自動車等の運転手及び添乗する者が当該旅行及び当該旅行の下見を目的として入館しようとする場合
- (5) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する市内の学校又は専修学校の児童又は生徒及び引率する教職員等が教育課程における学習活動及び当該活動の下見を目的として入館しようとする場合
- (6) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(身体に障害のある 15 歳未満の者につき、同条第 1 項に規定する保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合にあつては、当該 15 歳未満の者)及びその介護人が入館しようとする場合
- (7) 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長から療育手帳(児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けた者及びその介護人が入館しようとする場合
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護人が入館しようとする場合
- (9) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手

帳の交付を受けた者及びその介護人が入館しようとする場合

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令に定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者及びその介護人が入館しようとする場合

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要と認める場合

2. 条例第 7 条の規定による入館料の一部の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該免除の額は、入館料の 5 割の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 市が後援する事業のために入館しようとする場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要と認める場合

3. 前 2 項の規定により入館料の免除を受けようとする者は、あらかじめ、博物館入館料免除申請書(様式第 2 号。以下次項において「免除申請書」という。)を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、第 1 項第 11 号及び前項第 2 号の規定により免除を受けようとする場合であって市長が別に定める書面を提示するときにあつてはこの限りでない。

4. 前項の規定にかかわらず、第 1 項第 6 号から第 10 号までの規定により免除を受けようとする場合にあつては、身体障害者手帳その他障害の程度が確認できるものの提示をもって、免除申請書を提出したものとみなす。

(補則)

第 11 条

この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1. この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この規則の施行の日の前日までに、合併前の花巻市博物館管理運営規則(平成 15 年花巻市教育委員会規則第 5 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(平成 25 年 10 月 10 日教委規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

入館料減免の申請

減免を受けるためには、事前の申請が必要です。
申請の前に上記の申請規定をご一読ください。

[入館料減免申請書](#)

ご不明な点は、当館へお問い合わせ願います。

電話番号:0198-32-1030

ファクス:0198-32-1050